

# スマートマガジン利用規約

## 「Wi-Fi」利用規約目次

### 第1章 総則

第1条 (本規約の目的)

第2条 (本規約の範囲・変更)

第3条 (用語の定義)

### 第2章 本サービスの提供

第4条 (本サービスの提供範囲)

第5条 (提供区域)

### 第3章 契約

第6条 (契約の単位)

第7条 (最低利用期間)

第8条 (機器の販売)

第9条 (契約申込の方法)

第10条 (契約申込の承諾)

第11条 (契約申込内容の変更)

第12条 (権利の譲渡の禁止)

第13条 (契約者の地位の承継)

第14条 (契約者の氏名等の変更の届出)

第15条 (設置場所の提供等)

第16条 (設置場所の移転)

### 第4章 禁止行為

第17条 (営業活動の禁止)

第18条 (著作権等)

### 第5章 利用中止等

第19条 (利用中止)

第20条 (利用停止)

第21条 (本サービス提供の終了)

第22条 (契約者による解約)

第23条 (当社による解約)

### 第6章 料金

第24条 (料金)

第25条 (利用料金の支払義務)

第26条 (割増金)

第27条 (延滞利息)

第28条 (料金計算方法等)

第29条 (端数処理)

第30条 (料金等の支払)

第 31 条 (料金の一括後払)

第 32 条 (消費税相当額の加算)

第 33 条 (料金等の臨時減免)

## 第 7 章 損害賠償

第 34 条 (責任の制限)

第 35 条 (免責事項)

## 第 8 章 個人情報の取扱

第 36 条 (個人情報の取扱)

## 第 9 章 雑則

第 37 条 (利用に係る契約者の義務)

第 38 条 (契約者の当社に対する協力事項)

第 39 条 (除外事項)

第 40 条 (設備等の準備)

第 41 条 (法令に規定する事項)

第 42 条 (承諾の限界)

第 43 条 (準拠法)

第 44 条 (紛争の解決)

第 45 条 (債権の譲渡)

第 46 条 (反社会的勢力の排除)

## 附則

【別紙 1 (提供時間)】

【別紙 2 (提供する機能)】

【別紙 3 (モバイル端末のサポート範囲)】

【別紙 4 (訪問オプションのメニュー)】

【別紙 5 (料金表)】

【別紙 6 (訪問オプション料金表)】

【別紙 7 (サポートを提供するあたり取得する情報)】

【別紙 8 (当社が別に定めることとする事項)】

【別紙 9 (最低利用期間)】

## 第1章 総則

### 第1条 (本規約の目的)

アイ・ティー・エックス株式会社 (以下「当社」といいます。) は、「Wi-Fi」利用規約 (以下「本規約」といいます。) を定め、これにより「Wi-Fi」 (以下「本サービス」といいます。) を提供します。

### 第2条 (本規約の範囲・変更)

当社は、本規約 (別紙を含みます。) の全部又は一部を、契約者の承諾を得ることなく変更又は廃止することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。なお、当社は、本規約を変更又は廃止する場合は、電子メールその他当社が適切と判断する方法により、契約者に事前に通知を行うこととします。

### 第3条 (用語の定義)

本規約 (別紙を含みます。) において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約。
契約者	当社と本契約を締結している者。
Wi-Fi アクセスポイント装置 (以下「AP」といいます。)	モバイル端末を相互に接続し、他のネットワーク (有線 LAN 等) に接続する無線装置。
Wi-Fi (ワイファイ)	業界団体 (Wi-Fi Alliance) によって定められた、AP やモバイル端末を相互に無線で通信するための規格。
モバイル端末	スマートフォンやタブレット、ノート PC 等の、契約者が準備し利用する Wi-Fi 規格に対応した端末。
インターネット接続回線	インターネットに接続するための通信回線。
クラウド	AP の設定等を保有し、契約者の通信環境をリアルタイムに管理している装置。
訪問オプション	契約者の請求に基づき、現地調査、AP 設定を行うオプションメニュー。
サポート	契約者に代行し、契約者が利用する前に AP を設定する機能。また、設定する専用受付番号により AP 設定の追加・修正・削除等を契約者の要請により提供する機能。
SSID 名	一定の範囲における複数の AP、Wi-Fi があった場合に識別する名前。
パスワード (暗号化キー)	Wi-Fi に接続する際に設定する暗号化、複合化するための英数字の組み合わせ。

## 第2章 本サービスの提供

### 第4条 (本サービスの提供範囲)

当社は、契約者に対し、別紙 5 (料金表) で定める AP を提供し、契約者から請求があったときは、別紙 6 (訪問オプションメニュー) で提供する訪問オプションを提供します。

### 第5条 (提供区域)

本サービスは、日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において提供します。

## 第3章 契約

### 第6条 (契約の単位)

当社は、インターネット接続回線ごとに、1 の本契約を締結します。

### 第7条 (最低利用期間)

別紙 9 (最低利用期間) に定める期間を最低利用期間と設定します。

### 第8条 (機器の販売)

当社は、【サービス名】の AP を別紙 5 (料金表) に定める価格により販売します。

### 第9条 (契約申込の方法)

1 契約者は、本サービスの申込に際して、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項及び注文書の事項を当社所定の手続に従って契約事務を行

う本サービス取扱所に申し出ていただきます。

- (1) 契約者名義
- (2) 契約者住所
- (3) 連絡先電話番号
- (4) その他申込の内容を特定するための事項

#### 第 10 条 (契約申込の承諾)

- 1 当社は、本サービスの申込があった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、書面等をもって契約者に通知します。当該書面等の発行をもって本契約が成立するものとし、当該書面等に記載される日付から本契約が効力を発し、契約者は本サービスの提供を受けることができるものとします。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
  - (2) 本契約の申込をした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (3) 申込の際に虚偽の事項を申告したとき。
  - (4) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。
- 3 当社が、前 2 項の規定により申込を承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

#### 第 11 条 (契約申込内容の変更)

- 1 契約者は、第 9 条 (契約申込の方法) に定める事項の変更を請求することができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 10 条 (契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

#### 第 12 条 (権利の譲渡の禁止)

本契約に基づく本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、第 13 条 (契約者の地位の承継) で定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等はしてはならないものとします。

#### 第 13 条 (契約者の地位の承継)

- 1 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。
- 4 本条第 1 項又は第 3 項の手続きがなされない期間においては、本サービスの提供を行わないことがあります。

#### 第 14 条 (契約者の氏名等の変更の届出)

- 1 契約者は、第 9 条 (契約申込の方法) で規定する事項に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第 1 項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

#### 第 15 条 (設置場所の提供等)

- 1 当社が提供する AP を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。
- 2 当社が提供する AP に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

#### 第 16 条 (設置場所の移転)

当社は、契約者から要請があったときは、AP の設置場所の変更等の手続きを受付します。

## 第 4 章 禁止行為

#### 第 17 条 (営業活動の禁止)

契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。

#### 第 18 条 (著作権等)

- 1 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品（本規約、各種アプリケーション、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社、又は、本サービスを提供する上で、クラウドの使用を当社に対して許可する者に帰属するものとします。
- 2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
  - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
  - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
  - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
  - (4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な、クラウドの使用を当社に対して許可する者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

## 第5章 利用中止等

### 第19条（利用中止）

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
  - (1) 当社の電気通信設備の保守上、工事上、その他やむを得ない事由が生じたとき。
  - (2) その他、当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第20条（利用停止）

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
  - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第45条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
  - (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務に係る債権について、第45条（債権の譲渡）に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
  - (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
  - (4) 第17条（営業活動の禁止）、第18条（著作権等）及び第37条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
  - (5) 契約者が過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
  - (6) 当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
  - (7) 当社に損害を与えたとき。当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第21条（本サービス提供の終了）

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解約する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了予定日の3ヶ月前までに、任意の手段にて契約者に通知または告知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第22条（契約者による解約）

- 1 契約者は、本契約を解約しようとするときは、あらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により申し出ていただきます。
- 2 当社は、前項の規定により3ヶ月の予告期間をもって申請することにより、これを解約することができるものとします。

### 第23条（当社による解約）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解約することがあります。また、本条第3号に該当する場合には、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解約できるものとします。

- 1 第20条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- 2 第21条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
- 3 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
  - (1) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合

- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
- (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

## 第6章 料金

### 第24条 (料金)

当社が提供する本サービスの料金は、別紙5(料金表)、別紙6(訪問オプション料金表)に定めるところによります。

### 第25条 (利用料金の支払義務)

- 1 契約者は、その契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本サービスの解約があった日を含む月の末日までの期間について、別紙5(料金表)及に規定する月額利用料の支払いを要します。また、契約者は、訪問オプションを利用したときは、作業の完了をもって、別紙6(訪問オプション料金表)に規定する訪問オプション料金の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。
  - (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額利用料の支払いを要します。
  - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。  (注) AP、クラウドのいずれかが利用できる状態の場合、契約者は月額利用料の支払いを要します。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスの月額利用料
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスの月額利用料

- 3 契約者は、本規約に基づいて訪問オプションの提供を受けたときは、設定作業等について、その成否を問わず、該当する料金の支払いを要します。
- 4 当社(料金その他の債務に係る債権について、第45条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者とします。)は、訪問オプションの提供の完了後、契約者に対して、該当する料金を合計した料金額(以下「該当料金合計額」といいます。)並びにその該当料金合計額に係る消費税相当額を併せた料金額(以下「請求金額」といいます。)を請求します。

### 第26条 (割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(別紙5(料金表)、別紙6(訪問オプション料金表)及びの規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただく場合がございます。

### 第27条 (延滞利息)

- 1 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただく場合がございます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
- 2 第47条(債権の譲渡)の規定に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。  
  
(注) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

### 第28条 (料金計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う別紙5(料金表)、別紙6(訪問オプション料金表)に定める料金は料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、随時に計算します。
- 2 別紙5(料金表)に規定する解約金は、第7条(最低契約期間)で規定する期間に満たない利用期間分の月数に各プラン、オプションごとに定められた金額を乗じて計算します。
- 3 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

4 契約者は、当社が請求した料金等の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、別紙8（当社が別に定めることとする事項）に規定する当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金（当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

#### 第29条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第30条（料金等の支払）

1 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

#### 第31条（料金の一括後払）

当社は、当社に特別の事情がある場合は、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### 第32条（消費税相当額の加算）

第25条（利用料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により別紙5（料金表）、別紙6（訪問オプション料金表）に定める料金の支払いを要するものとされている額は、当該料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

#### 第33条（料金等の臨時減免）

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。なお、当社は、料金の減免を行ったときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。

## 第7章 損害賠償

#### 第34条（責任の制限）

1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を本項及び次項に定める範囲内で賠償します。また、当社は、本サービスの提供により契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。

- (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害。
- (2) 当社の責めに帰することのできない事由から生じた損害。
- (3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害。
- (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、前2項の規定は適用しません。

#### 第35条（免責事項）

- 1 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 2 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
- 3 本サービスは、クラウドの使用を当社に対して許可する者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となるモバイル端末、ソフトウェア（OS）等をそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス等のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
- 4 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、及び実施内容について保証するものではありません。
- 5 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業及び訪問オプションの実施に伴い生じる契約者の損害について、第34条第1項に規定する場合を除き責任を負いません。
- 6 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決するものとします。
- 7 当社は、第19条（利用中止）、第20条（利用停止）、第21条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の損害について、責任を負いません。
- 8 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、当社は責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざん

するなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)

- 9 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- 10 サポートに関して、契約者の企業名、住所、連絡先電話番号等で契約者であることを特定した後、AP に係る設定の追加、修正、解除等を依頼された場合は、契約者からの依頼であるとみなし、当社は設定の追加、修正、解除等に伴い生じる契約者の損害について、一切の責任を負いません。

## 第 8 章 個人情報の取扱

### 第 36 条 (個人情報の取扱)

- 1 契約者は、当社、当社の委託により本サービスに関する業務を行う者（以下「委託会社」といいます。）、および、クラウドの使用を当社に対して許可する者が、本サービス提供のため、提供の過程において契約者名、住所、電話番号、メールアドレス、SSID 名やパスワード（暗号化キー）等の AP に設定する情報（以下「個人情報」といいます。）、及び、別紙 7（サポートを提供するにあたり取得する情報）で規定する情報を知り得ることについて、同意していただきます。
- 2 当社、委託会社およびクラウドの使用を当社に対して許可する者は、次の目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用します。なお、契約者が本サービスを解約した後も、問合せ対応等において必要な範囲で個人情報を利用する場合があります。
- (1) 本サービスの提供
- (2) 当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティング
- (3) 当社が販売受託ないし取次ぎ等を行う役務又は商品等の紹介、提案及びコンサルティング
- (4) アンケート調査その他の調査に必要な物又は謝礼の送付
- (5) 役務・商品等にかかる品質等の改善、新たな役務・商品等の開発
- (6) 各種キャンペーン、各種サービスのモニタ等の案内
- 3 当社、委託会社及びクラウドの使用を当社に対して許可する者は、次の目的の達成に必要な範囲内で個人情報、及び、別紙 7（サポートを提供するあたり取得する情報）に規定する情報を利用します。
- (1) 契約者からの要請にもとづく、サポート業務
- (2) ダッシュボードによる AP の利用状況の契約者による閲覧
- (3) 本サービスの品質、機能改善のための情報分析
- 4 当社は、当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティングに必要な範囲内で個人情報、及び、別紙 7（サポートを提供するあたり取得する情報）(1) の 1 及び 2 に規定する情報のうち MAC アドレス及び通信先を除いた統計化された情報を利用する場合があります。
- 5 当社および委託会社は、契約者のメールアドレスについて、クラウドの使用を当社に対して許可する者に通知し、別紙 2（提供する機能）に規定する機能の ID、パスワード等の通知を目的として利用します。
- 6 契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。
- 7 当社は、個人情報保護法第 23 条第 4 項第 1 号の規定に基づき、個人情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。
- 8 契約者は、当社が第 45 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び本サービスに係る連絡先電話番号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第 20 条（利用停止）の規定に基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収のために必要となる情報を請求事業者に通知する場合がありますことについて、同意していただきます。
- 9 契約者は、当社が第 45 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合がありますことについて、同意していただきます。

## 第 9 章 雑則

### 第 37 条 (利用に係る契約者の義務)

- 1 契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。
- (1) AP がインターネットに接続できる環境であること。

(2) 契約者自身による本サービスの利用の要請であること。

2 契約者が、訪問オプションの要請をする場合には、本条第1項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。

(1) 当社が契約者を訪問した際に AP の設置（希望）場所に案内し電波調査や設定作業等へ立ち会うこと。

(2) 当社が電波調査、設定作業等の実施の際に、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の便宜（電話又は通信回線等の使用を含みます。）を、契約者が当社に対して無償で提供すること。

3 契約者が、屋外用ブランの提供を受ける場合は、本条第1項に定める条件に加え、LAN 給電が可能な装置を準備いただく必要があります。

4 前4項の規定のほか、契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。

(2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。

(3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。

(4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。

(5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。

(6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。

(7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。

(8) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。

(9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。

(10) 本サービスに利用するパスワード（暗号化キー）、別紙2（提供する機能）で利用する ID、パスワード等の適正な管理に努めること。

(11) AP を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。

(12) AP を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。

(13) AP に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。

(14) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。

5 契約者は、前項の規定に違反して AP を亡失又は毀損したとき（ただし、契約者が新たに購入を希望する場合に限る）は、当社の指定する条件に沿って購入等することとする。

#### 第 38 条（契約者の当社に対する協力事項）

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

(1) 当社の求めに応じた ID やパスワード等の入力。

(2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供。

(3) モバイル端末等に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。

(4) モバイル端末等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。

(5) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

第 39 条（除外事項） 当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

(1) 第 37 条（利用に係る契約者の義務）のいずれかの項目をみたさない場合。

(2) 契約者が、前条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合。

(3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の助助となる作業を当社に要求する場合。

(4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

#### 第 40 条（設備等の準備）

1 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な、インターネット回線その他の設備を保持し管理するものとします。

2 契約者が本サービスを利用するために必要なインターネット回線、インターネットサービスプロバイダの利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

#### 第 41 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### 第 42 条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### 第 43 条 (準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

#### 第 44 条 (紛争の解決)

1 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 45 条 (債権の譲渡)

契約者は、本規約の規定により支払いを行うこととなった料金を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

#### 第 46 条 (反社会的勢力の排除)

契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

(1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。

(2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

(3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。

(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

(5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること

2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

(1) 第1項に違反したとき。

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき ①当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為 ②当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為 ③当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為 ④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為。

(3) 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

【別紙1（提供時間）】

当社は、サポートに関して、年間通じて9:00 から21:00 までの間、専用受付番号で、オペレータによる受付及びサポートを提供します。

【別紙2（提供する機能）】

別紙5（料金表）で規定する【プラン名】に提供する機能

提供機能	内容
ギガWi-Fi	IEEE802.11axに対応し、最大速度2.4Gbps（ハイエンド6）のWi-Fi IEEE802.11acに対応し、最大速度1.3Gbps（ハイエンド、ハイエンドEX）のWi-Fi
モバイル端末同時接続	1台のAPで複数のモバイル端末を同時に利用可能 （快適に利用するには30～50台程度を推奨）
マルチSSID	複数のSSIDを設定（15個）※ライトプランは8個
通信帯域設定	SSIDごと、又は、モバイル端末あたりの通信帯域を設定
来訪者向けWi-Fiインターネット （注）	来訪者向けに社内システムへのアクセスを遮断したWi-Fiインターネットを提供
MACアドレス認証	モバイル端末のMACアドレスによる認証（既設のLANへの設定変更は不要）
無線自動チャンネル設定	電波干渉の少ない無線チャンネルを定期的に自動で選択
5GHzへの優先接続	電波干渉の少ない5GHzを優先的に利用してモバイル端末と接続
電波のオン・オフ設定	SSIDごとに電波オン・オフの週間スケジュール設定
レディメイドのAP設定	APの初期設定を当社が事前に設定（レディメイド）
ヘルプデスク代行	・モバイル端末の追加、Wi-Fi接続設定など、お客さま社内のヘルプデスクを代行（別紙1（提供時間）に規定する受付時間） ・離れたオフィス等のAPもクラウドから一元的に設定
トラブルサポート	・Wi-Fi接続不可等のトラブル時に、クラウドからWi-Fi環境をリアルタイムに確認し、不具合箇所を特定の上、対処（別紙1（提供時間）で規定する提供時間） ・AP故障時は、迅速に交換用のAPを宅配
Facebook Wi-Fi	店舗のFacebookにチェックインした来訪者にWi-Fiインターネットを可能にする（来訪者のFacebookを通じて店舗のPRが可能）
指定Webサイト表示	来訪者向けWi-Fiインターネット利用時に、指定したWebページを表示
無線マルチホップ	2台のAP間を無線で接続し、LAN配線なしでWi-Fiエリアを拡張
電波出力自動調整	高密度にAPを設置しても、自動で電波出力を調整して干渉を減らしパフォーマンスを最適化
ダッシュボード （利用状況表示画面）	専用のWEBページにお客さまのWi-Fi利用状況を表示。 トラフィック、アプリケーションの種類を解析してグラフ表示
指定アプリケーションブロック	業務に関係ないアプリケーションの接続をブロックすることが可能
アプリケーション帯域制御	業務に関係ない動画共有サイトやSNSなどアプリケーション別に通信帯域を設定可能
接続ユーザー認証	SSID毎にあらかじめ登録したIDとパスワードを入力した端末のみにWi-Fiの接続を限定
お客さまサーバー連携	お客さまのRadiusサーバーと連携し、Wi-Fiに接続するユーザーを認証可能
Japan Wi-Fi 連携	「Japan Connected-free Wi-Fi（注）」の認証機能を提供

（注）Japan Connected-free Wi-Fiを利用するには、NTTブロードバンドプラットフォーム欄が提供するアプリケーションが必要です。

(注) 屋内用プランは、屋内のみでご利用ください。屋外で利用すると電波法に抵触する可能性があります。

(注) 契約者は、屋外用プランの提供を受けるためには、LAN 給電が可能な装置を準備いただく必要があります。

(注) 契約者が、公衆無線 LAN サービスの AP として本サービスを利用する場合は、公衆無線 LAN サービスに関するガイドライン（総務省や無線 LAN ビジネス推進連絡会等により策定）に従ってください。

【別紙3（モバイル端末のサポート範囲）】

AP に接続する Wi-Fi 端末の Wi-Fi 設定のサポートまで

【別紙4（訪問オプションのメニュー）】

要望された希望日にあわせて、当社が訪問し、サービスを提供します。訪問オプションのサービス内容は以下のとおりです。

メニュー		サービス内容
メニュー1	機器設置・設定および配線工事	・ AP を壁や天井裏に設置、Proxy、IP アドレス等を設定 ・ LAN ケーブルをモールや天井裏等に配線
メニュー2	モバイル端末設定	スマートフォン・タブレットに SSID、暗号化キー等を設定
メニュー3	電波調査・設計	干渉を含めた電波環境を調査し、AP 設置位置や周波数を最適設計

【別紙5（料金表）】

(料金は税込)

サービス名/プラン名	課金単価	料金額	最低利用期間	解約金
スマートマガジン ライト 2年定期契約有	契約プラン毎に月額	5,980 円 (税抜価格 5,436 円)	24 ヶ月	20,000 円
スマートマガジン ライト 2年定期契約無	契約プラン毎に月額	6,580 円 (税抜価格 5,981 円)	24 ヶ月	5,500 円
スマートマガジン ハイエンド6 2年定期契約有	契約プラン毎に月額	7,980 円 (税抜価格 7,254 円)	24 ヶ月	25,500 円
スマートマガジン ハイエンド6 2年定期契約無	契約プラン毎に月額	8,580 円 (税抜価格 7,800 円)	24 ヶ月	11,000 円

(注) 月額利用料をお支払いいただいている期間、AP をご利用いただけます。

(注) 解約金は 1AP ごとにお支払いいただくものです。

(注) 1日でも有料で利用した月は、利用期間の1月とみなします。

(注) 解約金は消費税の課税対象です。

(注) ご利用いただく場合は、Meraki LLC 社が規定している「エンドカスタマーアグリーメント」に同意いただきます。

<https://meraki.cisco.com/support/#policies:eca>

【別紙6（オプション料金表）】

訪問修理オプション

(料金は税込)

項目	24 時間のサポートセンタ受付、24 時間の訪問による故障対応を提供するオプション
初期費用	0 円
月額利用料	500 円/AP
解約金	なし

(注) 1 のインターネット接続回線に複数の AP を契約している場合は、契約する全ての AP に訪問修理オプションの契約が必要です。

サービス仕様	現場調査や設置工事を弊社にて行うオプション	訪問オプション料金
機器設置・設定および配線工事	1 派遣当たりの基本料	6,000 円
	AP 設置・設定	4,000 円
	カメラ装置設置	4,000 円
	LAN 給電装置設置	2,000 円
	LAN ケーブル接続	2,500 円
	LAN ケーブル配線	15,000 円
	モバイル端末設定	2,000 円
モバイル端末設定	1 派遣当たりの基本料	6,000 円
	状況診断費	3,000 円
	モバイル端末設定	2,000 円
電波調査・設計	電波調査（事前）：基本料 2 フロア・20AP 毎	35,000 円
	電波調査（事前）：加算フロア数が 2 を超える場合・20AP を超える場合毎	25,000 円
	通線確認	3,000 円
	電波調査（事後）	30,000 円
割増工事費の適用【東日本エリア】	昼間（午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）	通常の工事費
	夜間（午後 5 時 00 分から午後 10 時まで）	昼間の工事費の 1.3 倍
	深夜（午後 10 時 00 分から翌日の午前 8 時 30 分まで）	昼間の工事費の 1.6 倍
時刻指定工事費の適用【東日本エリア】	午前 9 時から午後 4 時まで	15,000 円
	午後 5 時から午後 9 時まで	25,000 円
	午後 10 時から翌日の午前 8 時まで	35,000 円

## 【別紙 7（サポートを提供するにあたり取得する情報）】

当社は、以下の情報を取得し、クラウドで保有します。なお、本サービスの機能として提供する来訪者向け Wi-Fi インターネットに接続する来訪者の情報についても取得し、保有します。

- 1 モバイル端末の MAC アドレス、機種情報、OS の種類、ブラウザの種類
- 2 モバイル端末で利用するアプリケーションとアプリケーションごとの通信時間、通信量、通信先、通信速度の情報

## 【別紙 8（当社が別に定めることとする事項）】

第 13 条（契約者の地位の承継）における当社が別に定めるところは以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
当社が別に定めるところ	当社が相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人にその【サービス名】契約者の地位の承継があった事実について確認し、その確認を持って、その【サービス名】契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

第 14 条（契約者の氏名等の変更の届出）における当社が別に定めるところは以下の通りです。

規定内容	別に定める内容

当社が別に定めるところ	<p>氏名、名称又は住所若しくは居所の変更については、当社が【サービス名】契約者にその氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があった事実について確認し、その確認を持って、その【サービス名】契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったものとみなします。</p> <p>請求書の送付先の変更については、第14条第1項から第3項の規定に準じます。</p>
-------------	---

第30条（料金計算方法等）における当社が別に定める場合は以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
当社が別に定める内容	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合

【別紙9（最低利用期間）】

プラン名	最低利用期間
スマートマガジンライト 2年定期契約有	1のAPごとに24ヵ月
スマートマガジンライト 2年定期契約無	1のAPごとに24ヵ月
スマートマガジンハイエンド6 2年定期契約有	1のAPごとに24ヵ月
スマートマガジンハイエンド6 2年定期契約無	1のAPごとに24ヵ月

# コンテンツ配信サービス利用規約目次

## 第1章 総則

- 第1条 (適用範囲)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (本件サービス)
- 第4条 (規約の適用)
- 第5条 (本規約の変更)
- 第6条 (権利義務の譲渡禁止)
- 第7条 (分離可能性)
- 第8条 (準拠法)
- 第9条 (合意管轄)
- 第10条 (協議)

## 第2章 契約の締結等

- 第11条 (利用料金及び支払方法)
- 第12条 (契約者によるサービス利用契約の解約)
- 第13条 (凸版又は販売店によるサービス利用契約の解約)
- 第14条 (契約終了後の処理)

## 第3章 契約者の義務等

- 第15条 (知的財産権)
- 第16条 (問い合わせ等への対応)
- 第17条 (禁止事項)
- 第18条 (秘密情報の取扱)

## 第4章 本件サービスの運営

- 第19条 (善管注意義務)
- 第20条 (動作環境)
- 第21条 (本件サービスの利用環境)
- 第22条 (運用体制)
- 第23条 (個人情報取扱)
- 第24条 (サービスの一時中断)
- 第25条 (本件サービスの変更、中止等)
- 第26条 (免責)
- 第27条 (契約者の損害賠償責任)
- 第28条 (凸版の損害賠償責任)
- 第29条 (利用終了)

## 第1章 総則

第1条（適用範囲）本規約は、第2条（2）に規定する者（以下「契約者」といいます）が凸版印刷株式会社

（以下「凸版」といいます）が提供する同第2条（1）に規定するコンテンツ配信サービス（以下「本件サービス」といいます）を利用する際に適用されるものとします。本件サービス利用にあたっては、第2条（3）に規定するサービス利用契約の締結をもって本規約に同意いただいたものとみなされるものとします。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の意味は、次の各号に定める通りとします。

- （1）「本件サービス」とは、凸版がウェブサイト上で運営・提供するコンテンツ配信サービスをいいます。なお、本件サービスの詳細については、第3条に定めるものとします。
- （2）「契約者」とは、本件サービスに関するサービス利用契約を凸版または販売店と締結した者をいいます。
- （3）「サービス利用契約」とは、本件サービス利用に関して、凸版所定の申込書により契約者が凸版または販売店に対して利用を申し込み、契約者と凸版または販売店間で締結した契約をいいます。
- （4）「コンテンツ提供者」とは、本件サービスにおいて配信提供される雑誌等の各種コンテンツを保有し、本件サービスに提供する者をいいます。
- （5）「販売店」とは、本件サービスを再販売する者をいいます。
- （6）「エンドユーザー」とは、本件サービスを利用する契約者の顧客等の第三者をいいます。
- （7）「凸版アプリ」とは、別途凸版がエンドユーザーに対し提供する、本件サービスを利用するためのアプリケーションをいいます。
- （8）「凸版 SDK」とは、別途凸版が契約者に提供する、契約者がエンドユーザー向けに提供するアプリケーションに本件サービスを利用する機能を実装するためのツールセットをいいます。凸版 SDK の使用に関しては、別途契約者と凸版間で凸版所定の契約書により契約を締結するものとします。
- （9）「契約者アプリ」とは、凸版 SDK を使用して本件サービスを利用する機能が実装された、契約者がエンドユーザー向けに提供するアプリケーションをいいます。
- （10）「本件アプリ」とは、凸版アプリ及び契約者アプリを併せていいます。

第3条（本件サービス）

1. 本件サービスは、凸版がコンテンツ提供者から許諾を得て提供する雑誌等の各種コンテンツを、次項各号に定める方法により契約者及びエンドユーザーが利用できるサービスです。なお、詳細は別途凸版が提供する資料等に定めるものとします。
2. 契約者は、次の各号のいずれかの方法により本件サービスを利用することができ、また、本規約に基づき自らが負うのと同等の義務を負わせることを条件に、本件サービスをエンドユーザーに利用させることができます。
  - （1） 契約者がサービス利用契約により凸版に通知した IP アドレスから、ウェブブラウザを使用して本件サービスのウェブサイトアクセスすること。
  - （2） 契約者がサービス利用契約により凸版に通知した、本件サービスを利用する住所及び無線 LAN 環境から、本件アプリを使用して本件サービスのウェブサイトアクセスすること。
3. 前項第2号の場合、契約者はエンドユーザーが本件サービスを利用することができる時間帯及び連続利用時間（以下併せて「利用可能時間」といいます）を設定することができます。
4. 契約者がエンドユーザーに本件サービスを利用させる場合、その利用方法及び利用可能時間は契約者からエンドユーザーに通知するものとします。
5. 凸版は、サービス利用契約の有効期間中に限り、契約者がエンドユーザーに本件サービスの利用方法を通知するための資料等を提供します。契約者は、解約、解除、期間満了など事由の如何にかかわらずサービス利用契約が終了した場合、第14条の定めに基づき当該資料等を直ちに撤去するものとします。

第4条（規約の適用）

1. 本規約は、サービス利用契約を締結した契約者と凸版又は販売店間に適用されるものとします。
2. 凸版が本規約の他に個別の利用規約およびその他の利用条件を定めている場合には、それらは本規約に優先して適用されるものとします。

第5条（本規約の変更）

1. 凸版は、本規約の内容を、契約者の一般の利益に適合する場合又は本件サービスの目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合は、必要に応じて変更することができるものとします。その場合、凸版は、合理的と判断される方法により、当該変更の旨を契約者へ変更の1ヶ月前までに通知するものとします。
2. 本規約変更後は、変更された本規約がサービス利用契約を締結した契約者と凸版又は販売店間の関係に適用されるものとします。

第6条（権利義務の譲渡禁止）契約者は、凸版の事前の書面による承諾なく、本件サービスの利用に関する一切の権利、義務を第三者に譲渡、承継し、又は担保に供さないものとします。

第7条（分離可能性）

1. 本規約のいずれかの条項またはその一部が適用のある法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、当該無効または執行不能と判断された条項または部分（以下「無効等部分」といいます）以外の部分は、継続して完全に効力を有するものとします。凸版は、無効等部分を、適法とし、執行力をもたせるために必要な範囲で修正し、無効等部分の趣旨および法律的・経済的に同等の効果を確保できるよう努めるものとします。
2. 本規約のいずれかの条項またはその一部が、契約者以外の第三者との関係で無効または執行不能と判断された場合であっても、凸版と契約者との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

第8条（準拠法）本規約及びサービス利用契約の成立・効力・履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第9条（合意管轄）契約者と凸版の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第10条（協議）本規約に定めのない事項及び本規約の各条項の解釈に疑義が生じた事項に関しては、契約者と凸版または販売店は、誠意をもって協議し解決するものとします。

## 第2章 契約の締結等

### 第11条（利用料金及び支払方法）

契約者は、サービス利用契約に基づき本件サービスの利用料金を支払うものとします。

### 第12条（契約者によるサービス利用契約の解約）

1. 契約者は、サービス利用契約の有効期間中に解約を希望する場合には、別途凸版または販売店が提示する方法にて3ヶ月の予告期間をもって申請することにより、これを解約することができるものとします。
2. 前項に基づき契約者がサービス利用契約を解約した場合には、既に契約者より凸版または販売店に支払われた利用料金は、一切返還されないものとします。
3. 本条第1項に基づく利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、契約者は、凸版または販売店が定める期日までにこれを支払うものとします。

### 第13条（凸版又は販売店によるサービス利用契約の解約）

1. 凸版又は販売店は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく契約者と締結したサービス利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。
  - (1) サービス利用契約その他の通知内容等に虚偽記入又は記入漏れがあった場合
  - (2) 自ら振り出した手形または小切手の不渡り処分を受ける等、支払停止または支払不能の状態に陥った場合
  - (3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けた場合
  - (4) 第三者より差押、仮差押、仮処分を受けた場合
  - (5) 破産、特別清算、民事再生手続、会社更生手続の申し立てを受けもしくは自ら申し立てるとき、または解散決議をする場合
  - (6) 合併、会社分割または営業の重要な部分を譲渡した場合
  - (7) 本規約等に違反し、凸版がかかる違反の是正を催告した後、合理的な期間内には是正されない場合
  - (8) その他当事者間の信頼関係を著しく損ない、サービス利用契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合
2. 前項に基づき凸版又は販売店が契約者と締結したサービス利用契約を解約した場合には、既に契約者より凸版または販売店に支払われた利用料金は一切返還されないものとします。
3. 本条第1項に基づくサービス利用契約の解約があった時点において、未払いの利用料金等又は遅延損害金がある場合には、契約者は、凸版または販売店が定める期日までにこれを支払うものとします。

### 第14条（契約終了後の処理）

1. 契約者は、サービス利用契約が終了した場合には、本件サービスの利用にあたって、契約者の設備などに格納されたソフトウェア等及び凸版から提供された資料等を、契約者の責任で消去又は廃棄するものとします。
2. 凸版又は販売店は、サービス利用契約が終了した場合には、本件サービスの提供にあたって契約者から提供を受けた利用情報を契約終了後速やかに契約者に返還するものとし、本件サービス用の設備などに記録された契約者の利用情報等の資料については、凸版の責任で消去又は廃棄するものとします。

## 第3章 契約者の義務等

### 第15条（知的財産権）

本件サービスにかかるデザイン、データベース、プログラム、ロゴ等に関する著作権、商標権その他一切の権利は、凸版又はコンテンツ提供者に帰属するものとします。契約者は、本件サービス上で認められた範囲を超えてこれを複製、販売、頒布、改変、翻案、翻訳、公衆送信、を行うことはできません。

### 第16条（問い合わせ等への対応）

1. 本件サービスに関する問い合わせ等は凸版所定の問い合わせ窓口にて凸版が対応するものとしますが、各種コンテンツについての問い合わせ等に関する場合は、凸版の判断により当該対応をコンテンツ提供者が対応する場合があります。なお、契約者が販売店とサービス利用契約を締結している場合、その問い合わせ窓口は販売店となります。
2. 前項の定めにかかわらず、契約者がエンドユーザーに本件サービスを利用させる場合、その利用方法及び利用可能時間に関するエンドユーザーからの問い合わせについては、契約者の責任及び費用で対応するものとします。

### 第17条（禁止事項）

1. 契約者は、本件サービスの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、また、エンドユーザーに行わせないものとし、次の各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合には、直ちに凸版または販売店に通知するものとします。
  - (1) 法律、命令、処分、その他の規制に違反する行為
  - (2) 犯罪行為を惹起又は助長する行為その他犯罪行為に結びつく行為
  - (3) 第三者が有する著作権、商標権、肖像権、その他の権利・利益を侵害する行為

- (4) 有害なプログラム等の送信等を行い、凸版の業務に影響を与える行為
  - (5) 凸版若しくは第三者を誹謗中傷し、又はその名誉、信用を害する行為
  - (6) 虚偽情報、事実誤認を生じさせる情報等を掲載する行為
  - (7) 本件サービス及び本件アプリを凸版に無断で改変、改竄、複製、送信、公衆送信、上映、中継、頒布、貸与、翻訳、翻案、転載、二次利用、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング等する行為
  - (8) その他、公序良俗に反することが明らかな行為
2. 凸版又は販売店は、契約者又はエンドユーザーが前項各号のいずれかに該当する行為を行った若しくはその恐れがあることを知った場合には、事前に契約者に通知することなく、本件サービスの全部又は一部の提供を一時中断し、又は前項各号に該当する行為に関連する情報を本件サービスから削除することができるものとします。

#### 第18条 (秘密情報の取扱)

契約者と凸版及び販売店は、本件サービスの遂行のため相手方より開示を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方より予め秘密情報である旨の通知をもって開示された情報を第三者に開示又は漏洩せず、又、本件サービスの利用、提供の目的以外にこれを利用しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示時点で既に公知である情報
- (2) 開示後、自らの責に帰すべき理由によらず公知となった情報
- (3) 開示される以前から正当に保持していた情報
- (4) 独自に創作した情報
- (5) 開示の権限を有する第三者から守秘義務を負うことなしに適法に受け取った情報
- (6) 裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けて提供が請求され、提供する情報

## 第4章 本件サービスの運営

第19条 (善管注意義務) 凸版は、サービス利用契約の有効期間中、善良なる管理者の注意をもって本件サービスを契約者に提供するものとします。ただし、サービス利用契約に別段の定めがあるときは、この限りではないものとします。

第20条 (動作環境) 本件サービス、凸版アプリ及び凸版 SDK は、別途凸版が指定する動作環境において動作するものとします。

#### 第21条 (本件サービスの利用環境)

1. 契約者は、本件サービスの利用に当たっては、本件サービスのご利用ガイドページにおいて指定する端末等の環境（以下「対応端末」といいます）にて利用するものとします。対応端末以外の環境では本件サービスの全部又は一部が利用できない場合があります。凸版は、事前の予告なく対応端末を変更する場合があります。環境が原因で本件サービスの全部又は一部の利用に制限が生じる場合でも、凸版は何らの責任も負いません。
2. 契約者は、本件サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備し、本件サービスが利用可能な状態に置くものとします。また、自己の費用と責任で、任意の電気通信サービスを經由して本件サービスに接続するものとします。

第22条 (運用体制) 凸版は、別途凸版が提示することにより、本件サービスの対象システムの安定稼働を目的としてメンテナンス作業を行うものとします。

#### 第23条 (個人情報の取扱)

1. 本件サービスを提供するにあたり、凸版がエンドユーザーから個人情報を取得した場合には、別途凸版が提示する本件サービスに関するプライバシーポリシーに従うものとします。
2. 前項に基づき凸版が受領した個人情報に関連して第三者より問い合わせ、クレーム等があった場合には、契約者は自らの責任と費用により、これに対応するものとします。ただし、当該問合せ等が凸版の責に帰すべき事由によるときには、当然に凸版がこれに対応するものとします。

#### 第24条 (サービスの一時中断)

1. 凸版は、契約者が本規約に違反した場合には、事前に通知することなく、かかる違反が是正されるまでの間、当該契約者に対して本件サービスの全部又は一部の利用を一時中断、停止することができるものとします。なお、この措置によっても契約者の本件サービスの利用料金等に何らの影響を及ぼすものではなく、契約者は、既に契約者または販売店より凸版に支払われた利用料金の返還等の義務を凸版が負うものではないことに同意するものとします。
2. 次の各号のいずれかに該当する場合は、凸版は、本件サービス、凸版アプリ及び凸版 SDK の全部又は一部の提供を中断、停止することができるものとし、これにより契約者に生じた損害についてその賠償の責を負わないものとします。
  - (1) サーバダウン、クラッキングにより運用を継続することが困難となった場合
  - (2) 保守、メンテナンスを行う場合
  - (3) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争・暴動・労働争議等の不測の事態により、提供ができなくなった場合
  - (4) その他、凸版が運用上又は技術上、一時中断が必要であると判断した場合

#### 第25条 (本件サービスの変更、中止等)

1. 本件サービスで提供されるコンテンツは、契約者及びエンドユーザーに事前に予告することなく、凸版の裁量により内容が変更され、又は提供が終了することがあります。
2. 凸版は、凸版の裁量により本件サービスの内容を必要に応じて変更、修正することができるものとします。この場合、凸版は自らが適当と判断する方法によりこれを通知または告知するものとします。
3. 凸版は、凸版の裁量により本件サービスを中止又は終了することができるものとします。この場合は、凸版は中止又は終了予定日の3ヶ月前までに、任意の手段にて通知または告知するものとします。

#### 第26条 (免責)

1. 凸版は、本件サービスにて各種コンテンツを提供するにあたっては、コンテンツ提供者から提供されたコンテンツを提供しているものであり、記載内容の情報自体の信憑性、完全性、正当性については、責任を負わないものとします。
2. 契約者又はエンドユーザーが、本件サービスにアクセスするにあたって認証を要する一部のサービスにおいて、その所要時間はデータ量、回線の使用状況、各契約者のインフラ等の要因にて変化するため、常に保証されるものではありません。
3. 凸版は、ハッキング・クラッキングに対処すべく、ファイアウォールや各種パスワードの設定など凸版が有する当該時点の技術的知見の範囲で十分と考えられる対策をとりますが、本件サービスに係るシステムへの第三者の攻撃に対し、完全な対策を保証するものではありません。
4. 凸版は契約者又はエンドユーザーが本件サービスを他のプログラムとの組み合わせ又は指定環境以外において利用した場合に生じた一切の損害について、何らの責任を負わないものとします。
5. 凸版は、契約者又はエンドユーザーが本件サービスを利用したことによる結果的損害又は特定目的への適合性について何ら責任を負わないものとします。
6. 本件サービスの利用に関連して、契約者と他の契約者その他第三者（エンドユーザーを含むがこれに限られない）との間で何らかの紛争が生じた場合、当該紛争が凸版の責によることが明らかな場合を除き、当該紛争を当事者間で解決していただくものとします。

#### 第27条（契約者の損害賠償責任）

契約者は、本規約に違反し凸版に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

#### 第28条（凸版の損害賠償責任）

凸版は、サービス利用契約又は本規約に違反し契約者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。ただし、その損害賠償額は、本件サービスの利用に関して直近1年間に契約者より凸版に直接支払われた利用料金額を超えないものとします。

#### 第29条（利用終了）

契約者は、本件サービスの利用を終了させる場合、別途凸版または販売店所定の手続きによりこれを申請するものとします。

施行：令和5年6月30日